

三重県酒類販売事業者等支援金（10月分） 申請要項

【申請受付期間】

令和3年11月5日（金）から令和4年1月14日（金）まで



支援金申請要項
ホームページ

【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付 令和4年1月14日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。

※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛

※封筒オモテ面に「**申請書在中（10月分）**」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※必ず「津中央郵便局留」と記載してください。

※「県庁郵便局留」と誤って記載される事例が発生しています。

誤って記載した場合、申請者様へ返送される恐れがありますので、宛先を間違えないよう記載してください。

【お問い合わせ先】

県庁や市役所等の窓口では申請等の相談は行っておりません。

支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口

電話番号：059-224-2838 9時から17時まで

開設期間：令和4年1月21日（金）17時まで

（土日祝、12月29日～1月3日を除く）

※必ずお読みください※

- 1 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 4 支援金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。
- 5 三重県酒類販売事業者等支援金事務局は、中小企業庁または月次支援金事務局から月次支援金受給者に関する情報の提供を受けており、三重県酒類販売事業者等支援金の事務を行うために、当該情報を使用することがあります。
なお、三重県酒類販売事業者等支援金の事務は三重県酒類販売事業者等支援金事務局の責任において実施しており、中小企業庁が給付可否等の決定を行っているものではありません。

I 支援金の概要

■趣旨

令和3年10月から三重県緊急事態宣言が解除されましたが、三重県リバウンド阻止重点期間が適用されたことにより、引き続き飲食店への時短要請が継続されることから、県内の酒類販売事業者等の経営環境は、依然厳しい状況です。

この状況をふまえて、酒類販売事業者等の事業継続を下支えするため、「国の月次支援金（※）」に対して支給対象を拡大するとともに上乗せをして、県独自の支援金を支給します。

（※）「国の月次支援金」とは、令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響で、売上が50%以上減少した中小法人等及び個人事業者等に対する国の支援金です。令和3年9月末で緊急事態宣言が解除された19都道府県（三重県を含む）による飲食店への時短要請等の影響により、売上減少要件を満たす事業者については10月分まで支給されます。詳細については、以下のサイトからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

■支給対象事業者

三重県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等
（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者）

■支給額

支給対象月（令和3年10月）について、1事業者あたり、中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円を上限に、各月の前年又は前々年同月比の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した（※売上減少率が50%以上の場合）金額を支給

$$\begin{aligned} \text{支給額} &= \text{売上減少額} \left[\begin{array}{l} \text{令和元年又は令和2年の比較月（10月）の売上} \\ - \text{令和3年の対象月（10月）の売上} \end{array} \right] \\ &\quad - \text{国の月次支援金の給付額（※売上減少率が50\%以上の場合）} \end{aligned}$$

※ただし、支給上限額は中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円

（例） 中小法人等の場合

令和3年10月 売上 68万円

令和2年10月 売上 200万円

売上減少額 132万円（売上減少率 66%）

月次支援金 20万円

本支援金 132万円 - 20万円 ⇒ 上限額20万円

■受付期間

令和3年11月5日（金）から令和4年1月14日（金）まで（消印有効）

Ⅱ 申請要件

本支援金の申請要件は、次のとおりとします。

- (1) 三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等・個人事業者等であること。
 - ※「三重県内に本店又は主たる事業所を有する」とは、法人の場合は、登記上の本店又は本社（確定申告の納税地が三重県内のものに限る）が三重県内にあることを、個人の場合は、本人の住所地にかかわらず、事業を行う事業所（確定申告の納税地が三重県内のものに限る）が三重県内にあることをいいます。
 - ※「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。
 - ※「個人事業者等」とは、事業所得による収入がある方に加え、主たる収入が雑所得や給与所得で申告しているフリーランスの方（被雇用者又は被扶養者でないこと）を含みます。
 - ※「確定申告の納税地が三重県内である」とは、確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所が三重県内であることをいいます。なお、確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所が三重県外の場合で「納税地の異動に関する届出書」により令和3年の納税地を三重県内とする場合を含みます。
- (2) 酒類製造免許、酒類販売業免許（酒類小売業免許、酒類卸売業免許）のいずれかを取得したうえで、令和3年9月30日以前から開業しており、令和3年10月において営業を行っていること。
 - ※令和3年10月の全期間において休業している場合は、本支援金の対象外となります。
- (3) 令和3年10月において、事業者全体の事業収入（売上）が、前年又は前々年同月と比べて、30%以上の減少があること。

ただし、個人事業者等で白色申告の事業者など確定申告書において前年又は前々年の月間事業収入が確認できない場合は、「前年又は前々年の年間事業収入（売上）÷12（※小数点以下切り捨て）」と比べて、30%以上の減少があること。

 - ※事業収入（売上）には、三重県飲食店時短要請協力金、持続化給付金、家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症対策等として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等は含まれませんので、売上から除いてください。
- (4) (3) による売上減少率が50%以上の場合、支給対象月（令和3年10月）において、国の月次支援金の給付決定を受けていること。
- (5) 令和3年9月末で緊急事態宣言が解除された19都道府県（三重県を含む）による時短営業、酒類提供自粛の要請を受けた飲食店、又はその間取引先（卸売業者、小売業者等）と継続的な取引を行っていること。
 - ※対象となる取引先の「飲食店」については、別紙1（P7）を参照のこと。
 - ※「継続的な取引」とは、令和2年10月以降、複数回の取引があることをいう。ただし、契約形態等により、令和2年10月以降で複数回の取引を行っていない場合は、直近の取

引の日から前1年以内の間に他の取引があれば足りることとする。また、当該期間に1回しか取引がない場合は、その1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば足りることとする。

(6) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。

(7) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(8) 以下のいずれにも該当しないこと。

- ① 政治団体、宗教上の組織又は団体
- ② 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(9) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(10) 次に該当する事業者は、本支援金の支給対象外となります。

- ・ 10月以降の時短要請等にかかる、三重県飲食店時短要請等協力金の対象事業者
- ・ 三重県地域経済応援支援金（10月分）の受給事業者

Ⅲ 申請から支給までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類等の提出

別紙2「申請に必要な書類」(P8)で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送にて提出してください。

申請書類等は事業者により異なりますのでご注意ください。

なお、書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

※8・9月分を申請された方で既に同じ書類を提出している場合は、省略できる書類があります。

詳しくは、別紙2申請に必要な書類をご確認ください。(★印が省略できる書類となります。)

■書類等の保存

下記の書類について、電磁的記録等により7年間保存してください。

申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。

保存が必要な書類

Ⅱ（５）の「継続的な取引」を行っていることがわかる、以下の内容が確認できる『帳簿書類、通帳』等（次の①～③のうち、いずれかがあれば可）

- ①「令和２年１０月以降、２回以上の取引があること」
- ②「令和２年１０月以降に１回しか取引がない場合、その取引の日から、前１年以内で別の取引があること」
- ③「令和２年１０月以降に１回しか取引がなく、前１年以内に別の取引もない場合、その１回の取引がその事業の主たる取引となっていること」

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。

また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

■支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。

■支給について

支給決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

Ⅳ その他

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の支給を受けた申請者名等を直ちに警察へ通報します。

別紙 1

<対象となる取引先の「飲食店」について>

対象となる取引先の「飲食店」の例示は、次のとおりです。

(1) 業 種

一般食堂 日本料理店 西洋料理店 中華料理店 焼肉店 レストラン
そば・うどん店 すし店 喫茶店 ハンバーガー店 お好み焼き店 料亭 バー
スナック 居酒屋 ビヤホール 結婚式場 等

※テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカー、屋台等、スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペースは対象外です。

(2) ホテル・旅館の取扱い

ホテル業・旅館業については対象外です。

ただし、次の①～④のすべてを満たす飲食サービスを提供している、又は、結婚式や披露宴を行える「ホテル・旅館」、「ホテル・旅館内のレストラン、食堂等」は対象となります。

- ① 飲食店の営業許可を有していること。
- ② 当該飲食サービスを宿泊客以外の利用者（一般客）が常時利用可能（※）であること。
（※）宴会の予約が入った時のみ飲食サービスを提供している場合は対象外です。
- ③ 当該飲食サービスを宿泊客以外に提供していることを、対外的に公表していること。
- ④ 当該飲食サービスを令和3年9月30日以前から提供していること。

(3) 他のサービスを提供しながら飲食サービスを提供している場合

上記（2）のように、他のサービスを提供しながら同じ建物内や敷地内で飲食サービスを提供している場合（例：結婚式場、ゴルフ場等）についても、上記（2）①～④を満たす場合は対象となります。

別紙2 申請に必要な書類

※各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。

読みとりが困難な場合は再提出を求めるため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

(★印)：8・9月分を申請された方で、既に同じ書類を提出している場合は、書類の提出を省略することができます。ただし、8・9月分申請時から変更・更新等があった方は、提出が必要です。

提出書類一覧	
1	◆三重県酒類販売事業者等支援金（10月分）支給申請書兼請求書 【第1号様式】
2	◆誓約書 【第2号様式】 ※必ず、申請者本人が自署してください。 ※法人の場合は、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署して下さい。
3	◆国の月次支援金の給付通知書（はがき）の写し 【貼付台紙1】 〈令和3年10月が売上減少率50%以上の場合のみ〉 通知書の <u>ア</u> 、住所が記載された面及び <u>イ</u> 、申請番号、中小法人名又は個人事業主氏名、給付金額、振込口座が記載された面の写しを提出してください。 <u>必ず上記ア・イの両方をご提出ください。</u> 〈国の月次支援金の給付通知書を紛失した場合〉 国の月次支援金の給付通知書を紛失した事業者は、代わりに「国の月次支援金のマイページの写し」を提出してください。 ※マイページ情報の全て（登録情報、対象月すべての申請ステータス）の写しをご提出ください。
4	◆令和3年10月の売上台帳等の写し 令和3年10月（以下「対象月」という。）の事業者全体の売上額が分かる売上台帳等の写しを提出して下さい。なお、事業収入（売上）には、新型コロナウイルス感染症対策等として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等は含まれませんので、売上から除いてください。 売上台帳等には、 <u>年月や売上額の合計額とその内訳</u> を明確に記載してください。 〈売上台帳として認められる書類の例〉 ・ 経理ソフトから抽出した売上データ ・ エクセル等で作成した売上データ 等 ※ <u>給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。</u> ※売上台帳等には【年月】と【売上額（合計額とその内訳）】を明記してください。 ※売上額が0円の場合は、「対象月の売上が0円の場合の理由書（第4号様式）」（P11の8参照）及び「店舗又は事業所等の外観写真、内観写真（貼付台紙2、3）」（P11の9、10参照）を提出してください。なお、令和3年10月の全期間において休業している場合は本支援金の対象外となります。

※比較月（令和元年10月、又は、令和2年10月）の売上については、以下のとおり確定申告書類で確認できる金額とします。

法人：法人事業概況説明書における「月別の売上高等の状況」

個人（青色申告の場合）

：所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」

個人（白色申告など月間売上が確認できない場合）

：所得税の申告書B（第一表）における「年間事業収入金額等÷12（※小数点以下切り捨て）」

なお、事業収入（売上）には、新型コロナウイルス感染症対策等として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等は含まれませんので、売上から除いてください。

＜新規創業者（令和2年10月2日から令和3年9月30日の間で創業）の場合＞

新規創業者については、P10の6「新規創業事業者特例計算書」をご覧ください。

＜消費税の取扱いについて＞

売上台帳等における税込、税抜については、確定申告書の月別売上（収入）金額の計上方法に合わせてください。

◆令和元年分および令和2年分の確定申告書の写し（収受日付印入り） **(★)**

※法人の場合、比較月を含む年の法人税の確定申告書の写しについて提出してください。

※比較月が令和2年の場合、令和元年分の確定申告書の写しの提出は省略することができます。

法人

「法人税の申告書（別表一）」、「法人事業概況説明書」の写しを提出してください。

個人

＜青色申告を行っている場合＞

「所得税の申告書B（第一表）」、「所得税青色申告決算書（1、2ページ。「月別売上（収入）金額及び仕入金額」を含むこと。）」の写しを提出してください。

＜白色申告を行っている場合＞

「所得税の申告書B（第一表）」の写しを提出してください。

《注意》

「法人税の申告書（別表一）」、「所得税の申告書B（第一表）」の控えには、収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合、受付日時及び受付番号が印字）されているこ

5

とが必要です。

また、e-Taxによる申告であって、受付日時および受付番号が印字されていない場合は「受信通知メール」の写しを添付することが必要です。

なお、確定申告書に収受日付印等がない場合、収受日付印なしの確定申告書と納税証明書その2の提出で代用していただくことができます。

《確定申告義務がない事業者》

確定申告義務がない事業者については、確定申告書の写しに代えて、令和2年度分、令和3年度分の市民税・県民税の申告書の写し（収受日付印入り）を提出してください。

※詳細は、三重県酒類販売事業者等支援金事務局（059-224-2838）までお問い合わせください。

所得税の申告書B（第一表）

法人事業概況説明書

所得税青色申告決算書




◆新規創業事業者特例計算書 【第3号様式】

〈新規創業者の方（令和2年10月2日から令和3年9月30日の間に創業した方）のみ〉

6 前年同月と売上比較ができない新規創業者については、第3号様式を用いて、創業月の翌月から令和3年9月までの月平均売上額を算出し、その数値と「対象月」の売上額を比較します。

そのため、創業月の翌月から令和3年9月までの全ての月及び「対象月」の売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。

7	<p>◆「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し (★) <新規創業者の方（令和2年10月2日から令和3年9月30日の間に創業した方）のみ> 新規創業者で法人の場合は「法人設立届出書」、個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出してください。</p>
8	<p>◆対象月の売上額が0円の場合の理由書 【第4号様式】 <対象月の売上額が0円の場合のみ> 対象月（令和3年10月）の売上額が0円の事業者は、提出してください。 なお、令和3年10月の全期間において休業している場合は本支援金の対象外となります。</p>
9	<p>◆店舗又は事業所等の外観写真 【貼付台紙2】 <対象月の売上額が0円の場合のみ> 対象月（令和3年10月）の売上額が0円の事業者は、以下を判別できる写真が必要です。 ① 店舗等の全体（外観） ②店舗等の名称 令和3年10月以降に撮影したものを添付してください。 店舗等の様子や状態は写真をもとに確認するので、分かりやすい写真を添付してください。 店舗等がない場合は、倉庫、工場など事業実態が確認できる写真を添付してください。</p>
10	<p>◆店舗又は事業所等の内観写真 【貼付台紙3】 <対象月の売上額が0円の場合のみ> 対象月（令和3年10月）の売上額が0円の事業者は、以下を判別できる写真が必要です。 ① 店舗等の全体（内観） 令和3年10月以降に撮影したものを添付してください。 店舗等がない場合は、倉庫、工場内など事業実態が確認できる写真を添付してください。</p>
11	<p>◆営業実態が確認できる資料 【貼付台紙4】 <該当者のみ> 店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、店舗又は事業所等の外観写真、内観写真（P11の9、10参照）を提出できない方は、下記の資料のいずれかを提出してください。 ① 商品・サービスを表示したメニュー表など事業内容がわかる写真 令和3年10月以降に撮影したものを提出してください。 ② ホームページ等の公開情報 現在掲載中のもので、URL や掲載場所がわかるように印刷し提出してください。 営業実態は写真やホームページ等の公開情報をもとに確認するので、分かりやすい写真を添付してください。</p>

12	<p>◆本人確認書類又は履歴事項全部証明書の写し (★)</p> <p>(発行日の記載があるものは、発行日が申請日から3か月以内のもの) [貼付台紙5]</p> <p>個人事業者等の場合は申請者本人の運転免許証等を[貼付台紙5]に貼り付けて提出してください。法人の場合は履歴事項全部証明書の写しを提出してください。</p> <p>運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p> <p>※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p> <p>※8・9月分申請時から運転免許証等の更新等があった場合は、提出の省略ができません。運転免許証等の有効期限にご注意ください。</p> 
13	<p>◆通帳の写し [貼付台紙6] (★)</p> <p>申請者本人(法人の場合は当該法人)名義の口座の通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>オモテ面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>+</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1・2ページ目</p>  </div> </div> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤口座名義人(漢字、フリガナ)</p> <p>※8・9月分申請時から変更等があった場合は、提出の省略ができません。</p>
14	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。</p> <p>提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>

- ※1 提出書類の記載内容が不鮮明の場合、修正が必要な場合は、差し替えを求めます。
- ※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。
受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口
 電話番号：059-224-2838 9時から17時まで
 開設期間：令和4年1月21日(金)17時まで
 (土日祝、12月29日~1月3日を除く)